

令和3年度
予算編成方針※抜粋版

西 予 市
令和2年10月

内容

I	総論	1
1	当市を取り巻く現状	1
(1)	国の経済情勢及び政策動向	1
(2)	市財政の現状と今後の見通し	1
(3)	第2次西予市総合計画に基づく事業推進及び地方創生と行財政改革の実行	2
2	予算要求のスケジュール	2
II	基本方針	3
1	当初予算	4
(1)	歳入	4
ア	市税	4
イ	地方交付税、交付金等	4
ウ	国庫等支出金	4
エ	市債	4
オ	使用料・手数料及び分担金等	5
カ	基金の取り崩し	5
キ	財産収入	5
(2)	歳出	5
ア	実績・評価に基づく予算要求	6
イ	新規事業における予算要求	6
ウ	国又は県の事業廃止に伴う市の単独事業化における予算要求	6
エ	特別会計及び公営企業会計への財政支援（繰出金事業）における予算要求	6
オ	第三セクターへの財政支援及び指定管理施設管理委託料における予算要求	6
カ	各種団体への補助金及び負担金における予算要求	7
キ	予算単年度主義と債務負担行為	7
ク	人件費、公債費及び扶助費の考え方	7
ケ	需用費・役務費・使用料及び賃借料の考え方	8
コ	公用車関係予算	8
サ	西予市所有自家用バス等の利用について	8
シ	要求内容の精査	8
(3)	会計年度所属区分	8
(4)	予算額の目標額	9
(5)	予算査定	9
(6)	予算要求基準	9
2	補正予算	11
(1)	増額補正	11

I 総論

1 当市を取り巻く現状

(1) 国の経済情勢及び政策動向

新型コロナウイルス感染症による経済危機は、戦後最悪とも評されており、内閣府が公表した令和2年9月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」とし、先行きは、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。」とする一方で、「国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」と指摘している。

政府は、「決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルス感染症の感染対策と経済活動を両立し、雇用の確保、事業の継続を通じて国民生活を守り抜く。その上で、感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標について、規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現する。」、「令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び第2次補正予算を可能な限り速やかに実行するとともに、内外の感染症の状況や経済の動向、国民生活への影響を注意深く見極めつつ、必要に応じて、躊躇なく、臨機応変に、かつ、時機を逸することなく対応する。」とし、「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」においては、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、感染拡大への対応、経済活動の段階的引き上げ、「新たな日常」の構築を踏まえた、経済・財政一体改革の推進を打ち出している。

(2) 市財政の現状と今後の見通し

令和2年度は、普通交付税の合併優遇措置（合併算定替）が終了し一本算定となる中、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を最優先事項とした上で、「第2次西予市総合計画」及び「西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策目標の実現に向けて、国・県補助金、市債等を活用するとともに、財政調整基金残高の約38%、約11億3,200万円を取り崩して財源を確保し、当初予算を編成した。

その結果、一般会計当初予算の規模は、303億400万円となったが、その後、国と歩調をあわせた新型コロナウイルス感染症に係る数次の補正対応により、8号補正後においては、371億4,854万1千円を計上している。

令和3年度以降においても、引き続き、豪雨災害からの復旧・復興事業に取り組むとともに、新市建設計画に基づくハード事業が予定されており、令和6年度の日

合併特例事業債の適用終了まで大型事業が切れ目なく続く状況にある。加えて、合併以降取り組んできた大型事業による公債費（市債償還金）がピークを迎え、義務的経費である社会保障関連経費の増加、更に、新型コロナウイルス感染症への対応と相まって、財政運営を強く圧迫することが予測される。

一方、歳入は、人口減少等による市税、地方交付税等の一般財源の伸び悩みが懸念され、大幅な財源不足を市債発行や財政調整基金の取り崩しで賄うこととなるが、基金取り崩しに頼った財政運営では、基金は数年のうちに枯渇してしまう。

したがって、令和3年度から直ちに事務事業の大幅な見直しを行い、歳入に見合った財政規模の実現に取り組み、持続可能な財政運営を目指さなければならない。

(3) 第2次西予市総合計画に基づく事業推進及び地方創生と行財政改革の実行

国のまち・ひと・しごと創生に係る「長期ビジョン」及び「総合戦略」を踏まえ、第2次西予市総合計画に基づき、2025年の将来像を示す基本構想を実現するため、基本戦略27分野に掲げる事業を具体化する。特に、「持続的な行政運営への取り組み推進」については強く実践し、事務事業の廃止・見直し、徹底した無駄の抑制、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の集約、維持管理経費などのコスト削減、働き方改革による業務効率の向上に取り組むこととする。また、市独自の地方創生に係る施策を積極的に企画立案し、予算化を図る。

2 予算要求のスケジュール

令和3年度当初予算編成の主なスケジュールは次のとおりである。

編成業務の内容等	期日・期間	財務会計システム及び行政経営システム入力作業の内容等
① 予算要求期間	11月2日～11月30日	
② 要求部局第1次案提出依頼	11月2日	システム入力 11月2日～11月30日
③ 第1次部長級調整	11月2日～11月30日	
④ 要求部局第1次案提出	11月30日 17:15 締切	
⑤ 予算要求額の計数、資料確認	12月1日～1月14日	随時要求状況（一般財源）を各部局宛に周知
⑥ 総務部長・財政課長査定	12月16日～1月15日	査定による修正入力 1月15日～1月18日
⑦ 査定後修正案の提示	1月15日～18日	要求課より財政当局へ

⑧ 要求状況報告	1月18日	財政当局より要求課へ
⑨ 最終調整案提出	1月19日	要求課より財政当局へ
⑩ 理事者査定	1月21日	理事者査定を受けての修正 1月21日～1月25日
⑪ 理事者最終報告	1月27日	
⑫ 予算原案（原稿）完成	2月5日（予定）	
⑬ 予算原案（原稿）修正期間	2月5日～2月15日 （予定）	印刷期間（予定） 2月12日～15日
⑭ 予算書完成	2月15日（予定）	

II 基本方針

令和2年度から普通交付税が一本算定となり、市税を含めた一般財源の伸び悩みが懸念される中、令和3年度における予算は、引き続き、復興まちづくり計画に基づく豪雨災害からの復旧・復興を最優先事項とし、中長期的な展望を踏まえた上で、「第2次西予市総合計画」に基づき、市独自の地方創生に係る施策を積極的に企画立案し、実行することとする。また、新型コロナウイルス感染症への対策（拡大への対応、地域経済の活性化、「新たな日常」の構築等）に関して、国の政策と歩調を合わせて万全を期する。

一方、健全な行財政運営を持続するため、事務事業の廃止・縮小等の思い切った見直しを行い、更なる行財政改革に取り組むこととし、以下の目標を設定して予算を編成する。

また、財政状況及び財政方針について、情報公開・情報提供に努め、市民に理解が得られるよう努めるものとする。

- 目標1 豪雨災害からの復旧・復興
- 目標2 第2次総合計画基本構想の目標を達成するための事業の重点化
- 目標3 歳入見合いの事業量と予算規模の実現
- 目標4 新型コロナウイルス感染症への対策（拡大への対応、地域経済の活性化、「新たな日常」の構築など）

1 当初予算

(1) 歳入

財政の基本は、収入の見通しを的確に把握して、それに見合う支出を心がけることであり、収入の確保は支出の前提である。

社会経済情勢、法令の改正等の動向を的確に見極めつつ、過去の実績を踏まえ、次に掲げる各収入種別の考え方により、収入額を適切に見積もり、要求すること。

なお、市税、手数料、分担金等の自己徴収による収入は、未徴収額を縮減し、その確保に努力しなければならない。自主財源の乏しい当市においては、交付金、国庫支出金、県支出金、市有財産の売却・賃貸収入・基金利子収入等の財産収入、辺地債、過疎債、旧合併特例債等の有利な市債の発行、各種基金の取り崩しの順に、少しでも財源を確保する手段を検討したうえで歳入を組み立てるものとする。

歳入の予算編成における基本的な考え方は次のとおりとする。

ア 市税

市税は、税制改正の動向、社会経済情勢等を十分勘案し、課税の対象範囲、対象者数等を捕捉し、また、過去の徴収実績に加え、未収市税の解消に最大限努力することを念頭に、適切に見積もること。

イ 地方交付税、交付金等

地方交付税、譲与税、その他交付金等については、制度改正の動向等を踏まえ見積もること。

ウ 国庫等支出金

国・県の施策の動向を的確に把握するとともに、国・県等の担当部署と直接連絡を取るなど補助制度全般にわたって調査の上、積極的に財源の確保に努めること。

また、補助対象、補助率、補助単価等の把握に努め、過大見積りや超過負担を招くことがないようにするとともに、近年の国庫補助金等の内示傾向を分析し、実績に基づき的確に見積もること。

エ 市債

市債を発行して財源に充てる場合は、充当率及び地方交付税措置率が高い有利なものから順に活用すること。市債は後年度負担を伴うものであり、安易な発行を避け、発行額の抑制に努めること。なお、令和3年度の市債発行総額は、当該年度の市債元金償還金額以下とすることとし、要求額が超過する場合は事業の廃止・延期を含めて調整を行うこととする。

また、過疎対策事業債、旧合併特例事業債、辺地対策事業債を財源とする事業

については、関係計画に掲載されているか確認のうえ、要求すること。

オ 使用料・手数料及び分担金等

諸物価の動向や管理運営費等との関係、市内外の状況や類似施設の動向を把握した上で、市民負担の公平性の観点と受益者負担の原則に立って検討し、適正な収入見込額を計上すること。特に、減免措置をしている場合には、当該措置が妥当であるかを再度検討し、減免措置の終了又は見直しを検討すること。

また、分担金及び負担金、使用料及び手数料については、受益者負担の適正化・公平化の観点から、適正な設定となっているか見直しを怠らないこと。

カ 基金の取り崩し

事業の実施に当たって基金を除く特定財源が見込めない場合は、将来の基金活用事業の計画を精査した上で基金を計画的に活用する。その場合には、当該基金条例等の設置根拠に規定する運用方針、取り崩しの考え方に基づくこと。

キ 財産収入

市保有の財産については、「公共施設等総合管理計画」に基づき、その利用状況を点検し、行政財産の機能廃止を含めて積極的に有償貸付等の活用を検討すること。利用計画のないものは、売却等の処分を図ること。

(2) 歳出

歳出は、収入に見合う支出に心がけなければならない。一般財源が乏しい当市において、限られた一般財源で効果的な予算を編成するため、部局毎に要求基準額を設定し、歳出要求額を制限する枠予算方式での予算要求とする。

当市の財政状況について、各種財政指標は今のところ健全性を示しているが、中長期財政推計では、非常に厳しい財政状況を迎えることが予測されている。現状でも、歳入不足を市債発行と財政調整基金の取り崩しで補う状況となっており、このままでは、数年のうちに財政調整基金が枯渇する現実を直視しなければならない。

歳出予算要求にあたっては、次に掲げる考え方に基つき、①必要性、②緊急性、③計画性、④費用対効果、⑤妥当性の5つの要素（以下「歳出予算要求5要素」という。）を確認し、見積額を精査して要求すること。

また、国庫補助事業において、近年の実績により内示の減が見込まれる可能性のある事業については、より精査した事業費での要求とすること。なお、この取り扱いにより当初予算を減額したが、その後には交付内示が増額となった事業については、随時補正予算で対応することとする。

また、豪雨災害をきっかけに繰越事業費が増大している。事業の進捗管理を徹底

し、繰越が見込まれる事業と新年度事業のどちらも年度内完了が可能な事業量を見極め、繰越事業の減少に努めること。

普通建設事業における起債単独事業については、「歳出予算要求5要素」に特に留意し、令和3年度に実施する必要性を十分検討して要求すること。

全ての事業において、廃止、延期、見直し、縮小を検討し、必要に応じて市民等への説明を行い、理解を得られるよう努力すること。

ア 実績・評価に基づく予算要求

既存事業は、当初の目的に照らし効果が認められず、又は悪化している事業については事業を廃止し、予算を要求しないこと。

イ 新規事業における予算要求

計画性の低い新規事業の着手は、今後の財政状況を悪化させる可能性があることから、原則、事業計画に基づいたもののみ予算要求を認める。

なお、事業計画とは、目的、対象範囲、実施内容、実施スケジュール、事業効果、計画の見直し手法が記載されているものとする。事業が複数年継続する場合は、継続する事業内容、実施スケジュール、予算規模等が示されていなければならない。

ウ 国又は県の事業廃止に伴う市の単独事業化における予算要求

国又は県の事業に伴い市が事業化していた事業について、国又は県が事業を廃止した場合には、原則、当該事業を廃止し、予算要求は行わないこと。

ただし、市の政策上積極的に進める必要がある事業については、事業目的達成の進捗状況と事業終了時期の見通しを明確にして予算要求すること。

エ 特別会計及び公営企業会計への財政支援（繰出金事業）における予算要求

特別会計、企業会計設置の本来の趣旨に則り、事業の一層の効率化、自主財源の確保による健全経営に努め、一般会計からの繰出を最小限度の額とすること。また、繰出金の算出に当たっては、原則、国の方針で定める一般会計が負担すべき繰出基準に基づいた金額とする。基準外の繰出金が生じる場合は、その原因を明確にし、事業収入の見直し等の改善計画を講じ、事業実施に努めるものとする。

オ 第三セクターへの財政支援及び指定管理施設管理委託料における予算要求

第三セクターについては、独立採算の経営を求めるものであるが、一部を除き厳しい経営が続いている。財政支援の在り方や指定管理施設管理委託料の考え方については別途通知する。

カ 各種団体への補助金及び負担金における予算要求

各種団体への補助金については、平成 17 年度の見直し方針を現在まで継続しているところである。活動状況、運営状況及び市政・市民生活への貢献等を把握し、補助制度の見直しを検討したうえで予算要求すること。また、積算資料として令和元年度決算書の写しを添付すること。

当市が構成団体となっている組織等への負担金については、安易に例年同様の予算要求をすることなく、加入の必要性、負担金算出根拠、金額の妥当性などを再度確認して要求すること。

各種団体への補助金及び負担金における予算要求の考え方については、別途通知するとともに、今後 3 年間で毎年度 5% の削減を目指すこととする。

キ 予算単年度主義と債務負担行為

当年度の支出は当年度の収入で賄うとする考え方を予算単年度主義といい、地方財政の原則である。したがって、現年度内に完了していない事業について、年度をまたいで経費の支払いをすることは、債務負担行為を設定した場合を除いて認められていない。

例えば補助金の交付において、交付決定年度の翌年度予算から補助金を支出している場合は違法となる。このような場合には、現年度予算で債務負担行為を設定してから、翌年度予算に支出予算を計上すること。

その他、令和 3 年度中に翌年度の準備行為（契約等）が生じる場合においても同様である。

ク 人件費、公債費及び扶助費の考え方

令和 2 年度から始まった会計年度任用職員制度により、さらに人件費負担が増大し、財政運営を圧迫することになる。そのため、会計年度任用職員に係る経費の抑制に厳しく取り組む。なお、職員人件費及び会計年度任用職員人件費に係る予算枠は別途設定する。

正職員についても、当市の行政組織、財政規模に見合う採用計画・人員配置計画を策定し、中長期的な観点で職員数及び人件費の抑制に努める必要がある。

早急に、歳入に見合った財政規模を実現できなければ、正職員の人件費を削減せざるを得ない状況になることを真剣に認識しなければならない。

公債費は、借金の返済であり直ちに削減することは不可能である。将来の負担を軽減し、財政運営の持続性を確保するため、市債を有効に活用しながらも、可能な限り発行抑制に努めなければならない。

扶助費は、社会保障制度に関わる経費として削減が困難であるが、市が単独で実施する扶助費については、必要性、公平性を慎重に判断し、財政圧迫の要因と

ならないよう、事務事業の見直しを検討すること。

ケ 需用費・役務費・使用料及び賃借料の考え方

消耗品費等をはじめとする需用費、役務費、使用料及び賃借料については、各課において十分精査された積算で要求されているところであるが、毎年度決算により不用額が発生している状況を鑑み、令和2年度当初予算要求額に別途設定する調整率を乗じた範囲の金額で要求すること。

コ 公用車関係予算

公用車については、現在、運行している多くの車両が10年以上経過し、何らかの故障も頻繁になっているところであるが、更新に関しては、『西予市公用車の更新・運行等にかかる取扱要綱』に基づいた予算要求とすること。公用車の更新及び新規購入の要求については、予算要求枠を圧迫しないよう、別途調査を行い、事前に調整することとする。

なお、車検、定期点検と修繕料、経年劣化による部品等の交換に要する経費の計上漏れがないよう注意すること。

サ 西予市所有自家用バス等の利用について

市所有バス（スクールバス、生活交通バス及び保育園送迎バスを除く）の使用に係る予算は、市有バス所管課が一括して計上するが、使用にあたっては「西予市所有自家用バス運行管理要綱」に基づき適切に使用すること。研修等の名目であっても、レジャーや観光と疑われる利用は認めないので、予算要求しないこと。

また、高速道路の使用が行程の大半を占める県外運行については、タイヤ、エンジン等の車両の不具合に加え、委託事業者等の運転手の疲労を要因とした事故のリスクが高いものと考えられるため、昨年度より市有バスの県外運行は認めないこととしている。なお、県外運行に際しては、担当部署において民間バスの借上げの予算計上を行うこと。

シ 要求内容の精査

年度当初から、予算計上漏れ及び計上費目誤り等の事由による流用処理が頻発している。予算要求は可能な限り精査し、不注意による誤りを行わないこと。

(3) 会計年度所属区分

扶助費等毎月の支払いが発生する経費については、会計年度所属区分の考えに基づき、適正な年度に予算要求すること。（例：補助費等・・・当該行為の履行があった日の属する年度で予算要求）また、これに基づかない要求となる場合は根拠資料を提出すること。

(4) 予算額の目標額

ア 予算規模

令和3年度の予算規模は288.0億円程度とする。
そのうち、復旧・復興等予算は別枠扱いとする。

イ 歳入における一般財源総額

一般財源総額は180.6億円とする。そのうち財政調整基金および災害対策基金の取崩額はそれぞれ6.9億円、1.0億円とする。

ウ 歳入における市債

市債の発行額については、当該年度の元金償還額を超えない範囲を基本とし、41.5億円以内とする。このうち9.3億円は臨時財政対策債とする。

(5) 予算査定

財政当局は、目標とする一般財源総額及び市債の発行予定額を厳守することを第一とし、要求現課に対して、事業の目的、歳出の根拠、積算内訳、財源の見通し等について確認を行う。要求現課は、それらの資料を期限までに提出し、簡潔に説明できるよう十分準備を行って査定に臨むこと。

なお、査定結果では事業効果が見込めない事務事業については、当該事務事業を廃止し、枠内に収まるよう要求部内の調整を行ない、他の事務事業を増額する修正案を提出することは差し支えない。財政当局は、その内容を検討し、必要に応じて調整する。

(6) 予算要求基準

ア 一般財源要求枠の設定（目安）と部局等の区分設定

令和2年度当初予算における一般財源総額は185.4億円であった。令和3年度の一般財源(市税・地方交付税・財政調整基金等)総額は180.6億円を見込んでおり、前年度当初予算と同規模の確保は困難な状況である。したがって、令和3年度当初予算編成作業は、以下のとおり進める。

① 一般財源枠の設定

各部局の事務事業に配当可能な一般財源(一般財源枠)は、一般財源総額から復旧・復興等事業、公債費、職員給与費、会計年度任用職員人件費への充当分を除いた86.9億円とする。

② 各部局一般財源枠の設定

一般財源枠86.9億円を、令和2年9月に実施した「財政推計調査」の結果により案分し、各部局一般財源枠を設定する。

なお、「財政推計調査」と実際の予算要求額に大きな乖離がある場合は、

予算査定において部局一般財源枠を減額修正する。

部局等の区分及び一般財源枠は以下の表のとおりである。

部局等の区分

1 総務	総務部、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、会計課、議会事務局、監査委員事務局、医療介護部
2 政策	政策企画部
3 生活福祉	生活福祉部及び福祉事務所
4 産業	産業部、農業委員会
5 建設	建設部
6 消防	消防本部
7 教育	教育部

各部局一般財源枠 ※令和3年度 財政推計ベース

単位：千円

R3 財政推計 事業費			枠調整	調整後一般財源
部局	事業費	一般財源		
総務	2,799,416	1,629,225	△ 218,175	1,411,050
政策	3,675,095	733,150	△ 98,179	634,971
生活福祉	7,513,007	4,270,163	△ 571,833	3,698,330
産業	3,197,097	926,235	△ 124,035	802,200
建設	2,533,676	1,038,969	△ 139,132	899,837
消防	759,698	430,630	△ 57,667	372,963
教育	1,543,206	1,003,101	△ 134,329	868,772
復旧・復興	646,018	107,034	0	107,034
コロナ	37,023	37,023	0	37,023
公債費	4,285,205	3,938,710	0	3,938,710
① 推計事業費 計	26,989,441	14,114,240	△ 1,343,350	12,770,890
② 職員給与費等	4,330,491	4,330,240	0	4,330,240
③ 会計年度任用職員	1,011,050	956,870	0	956,870
=①+②+③	32,330,982	19,401,350	△ 1,343,350	18,058,000

2 補正予算

補正予算編成の基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) 増額補正

ア 予算要求基準

歳出補正予算において、次のいずれかの事由に該当するものは、原則として補正要求を認めない。この場合、必要に応じて翌年度当初予算での要求を検討するものとする。

(ア) 歳出予算要求5要素を満たさない案件

当該要求内容が、必要性、緊急性、計画性、費用対効果、妥当性の歳出予算要求5要素を満たさないもの。

(イ) 当初予算で計上すべき案件

当初予算編成時において、計画や施設・設備の対応年数、故障率等を踏まえれば、当然に当初予算で計上すべきところ、予算査定等の指示以外の理由により未計上であったもの。例：担当者が失念したもの。

ただし、翌年度予算に計上するより、補正予算に計上した方が、当該事業全般に係る経費総額の圧縮又は事業効果の向上が認められる場合はこの限りではない。

(ウ) 現予算で対応できる案件

事業実施に伴い計画変更や外部要因等により予算費目を増減調整する必要が生じた場合において、予算の定めを遵守したうえで、流用等により現予算の範囲内での対応が可能であるもの。

(エ) 予備費を充用すべき案件

当該要求内容が、予備費の趣旨(予定外又は予算を超過する支出で必要性、緊急性が非常に高いもの)に照らし、予備費充用が適当と認められるもの。

(オ) 補正予算一般財源枠の設定

増額補正予算についても、年間の一般財源枠を設ける。

補正予算一般財源枠は、当初予算一般財源総額の1%とする。したがって、補正予算を編成し、年度後半になるほど、補正予算一般財源枠は減少する。

ただし、災害等の緊急・突発的な事案が発生した場合には、優先的に補正予算計上を認めるとともに、この結果、補正予算一般財源枠に収まらなかった

た場合には、例外的に当該案件を枠外として取り扱うこととする。また、法的根拠に基づく、若しくは後年度の財源とするための基金等への積み立てについても、補正予算一般財源枠から除外することとする。

(2) 減額補正

減額補正によって生じた一般財源は、補正予算一般財源枠に加算せず、基金積立て等に充当することとする。